

極楽三丁目地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 名東区極楽三丁目

【最初の認可】 平成2年3月13日 【最近の認可年月日】 令和2年9月28日 【認可番号】 2指令住建指第65号

【有効期間】 令和2年9月28日 より 10年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 第一種低層住居専用地域

【制限の概要】

建築物の用途は一戸建専用住宅を原則とする。ただし、医院、事務所又は店舗等の兼用住宅で住宅地の利便を増進させる建築物として、建築協定運営委員会で承認したものは、この限りでない。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。